

事務連絡
平成 30 年 6 月 7 日

各都道府県衛生主管部（局）
薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

「第十七改正日本薬局方第一追補の制定等について」の訂正について

「第十七改正日本薬局方第一追補の制定について（平成 29 年 12 月 1 日薬生発 1201 第 3 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）」につき、今般、訂正すべき事項があることから、下記のとおり差し替え訂正方よろしくお願ひいたします。

記

誤	正
<p>第 3</p> <p>2 医薬品添加物規格 1998 の取扱い</p> <p>平成 10 年 3 月 4 日医薬発第 178 号厚生省医薬安全局長通知「医薬品添加物規格 1998 について」の別添に掲げる各条の部のうち、別紙第 10 に掲げるものを削除すること。</p>	<p>第 3</p> <p>2 日本薬局方外医薬品規格第三部の取扱い</p> <p>平成 13 年 12 月 25 日医薬発第 1411 号厚生労働省医薬局長通知「日本薬局方外医薬品規格第三部の一部改正について」により定められた各条の部のうち、別紙第 10 に掲げるものを削除すること。</p> <p>3 日本薬局方外医薬品規格第四部の取扱い</p> <p>平成 11 年 9 月 22 日医薬発第 1117 号厚生省医薬安全局長通知「日本薬局方外医薬品規格第四部の創設等について（日本薬局方外医薬品規格 1997 の一部改正について）」の別添に掲げる各条の部のうち、別紙第 11 に掲げるものを削除すること。</p>



誤	正								
	<p>4 医薬品添加物規格の取扱い</p> <p>平成10年3月4日医薬発第178号厚生省医薬安全局長通知「医薬品添加物規格1998について」の別添に掲げる各条の部のうち、別紙第12に掲げるものを削除すること。</p>								
(別紙) 第9 日本薬局方外医薬品規格2002から削除した各条	(別紙) 第9 日本薬局方外医薬品規格2002から削除した各条								
(1) ケイ酸アルミニ酸マグネシウム (2) メタケイ酸アルミン酸マグネシウム	<table border="1"> <tr> <td>(1) アゾセミド</td> <td>(2) 塩酸トラマドール</td> </tr> <tr> <td>(3) クロチアゼパム錠</td> <td>(4) ケイ酸アルミニ酸マグネシウム</td> </tr> <tr> <td>(5) ゾニサミド</td> <td>(6) メタケイ酸アルミン酸マグネシウム</td> </tr> <tr> <td>(7) リン酸ピリドキサール</td> <td></td> </tr> </table>	(1) アゾセミド	(2) 塩酸トラマドール	(3) クロチアゼパム錠	(4) ケイ酸アルミニ酸マグネシウム	(5) ゾニサミド	(6) メタケイ酸アルミン酸マグネシウム	(7) リン酸ピリドキサール	
(1) アゾセミド	(2) 塩酸トラマドール								
(3) クロチアゼパム錠	(4) ケイ酸アルミニ酸マグネシウム								
(5) ゾニサミド	(6) メタケイ酸アルミン酸マグネシウム								
(7) リン酸ピリドキサール									
第10 医薬品添加物規格1998から削除した各条	<p>第10 日本薬局方外医薬品規格第三部から削除した各条</p> <table border="1"> <tr> <td>(1) アゾセミド錠</td> <td>(2) クロチアゼパム錠</td> </tr> <tr> <td>(3) クロミプラミン塩酸塩錠</td> <td>(4) ゾニサミド錠</td> </tr> <tr> <td>(5) ペントバルビタールカルシウム錠</td> <td>(6) メサラジン錠</td> </tr> <tr> <td>(7) メトトレキサート錠</td> <td></td> </tr> </table>	(1) アゾセミド錠	(2) クロチアゼパム錠	(3) クロミプラミン塩酸塩錠	(4) ゾニサミド錠	(5) ペントバルビタールカルシウム錠	(6) メサラジン錠	(7) メトトレキサート錠	
(1) アゾセミド錠	(2) クロチアゼパム錠								
(3) クロミプラミン塩酸塩錠	(4) ゾニサミド錠								
(5) ペントバルビタールカルシウム錠	(6) メサラジン錠								
(7) メトトレキサート錠									

誤	正		
	第11 日本薬局方外医薬品規格第四部から削除した各条		
(1)	クロラムフェニコール・コリスチンメタンスルホン酸ナトリウム点眼液	(2)	注射用セファペラゾンナトリウム
(3)	ロキシスロマイシン錠		
	第12 医薬品添加物規格1998から削除した各条		
	(1) ブドウ糖水和物		

